法政大学学術機関リポジトリ
HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2026-11-26

八王子千人同心の江戸火の番について

池田, 昇 / IKEDA, Noboru

(出版者 / Publisher)
法政大学史学会
(雑誌名 / Journal or Publication Title)
法政史学 / 法政史学
(巻 / Volume)
27
(開始ページ / Start Page)
36
(終了ページ / End Page)
46
(発行年 / Year)
1975-03-22
(URL)
https://doi.org/10.15002/00011722

Hosei University Repository

八王子千人同心の江戸火の番について

池田昇

はじめに

八王子千人同心は幕府の郷士に属するものであり、(1)その起源は徳川氏の関東入部にともなう新領土の軍事体制強化の一環として、甲州口の防備ならびに八王子を中心とする北条氏遺臣の蠢動に対する警備にあったということができる。(2)近世初期に成立した八王子千人同心は、千人頭・組頭を中核とし、八王子周辺に在郷する上層農民を同心とすることによって、軍事的支配関係を確立したといってよい。(3)そして、その内部組織は寄親・寄子制によって貫かれ、一組百名より成る十組を千人頭（旗本）十名によって支配し、さらに各組にはそれぞれ十名の組頭がいて、(4)平同心を統率していた。

しかし、八王子千人同心は元和期以降、次第に本来の軍事的機能が薄れると、将軍の上洛・日光社参の際の供奉、大坂城や江戸城などの修復にあたるようになるが、(5)とくに慶安五年六月からは「日光火の番」を定まった勤役とし、成立当初の性格を変えていく。日光火の番は幕末まで続けられるが、その間に一時期ではあるが、宝永二年二月から同五年までの三年間、「江戸火の番」をも勤役としている。(6)

したがって、本小稿ではとくに「江戸火の番」が廃止に至った原因を中心にその実態について究明していきたいと思う。

註

(1) その研究については、高橋磌一「八王子千人同心について」（『史学』一五巻二号、昭和十一年、『多摩文化』一〇号にも所収）、村上直「八王子千人同心の成立」（『信濃』一七巻一号、昭和四十年）、野口正久「八王子千人同心」（八王子教育委員会編『郷土資料館シリーズ』一〇号、昭和四十六年）などがあげられる。

(2) 高橋磌一、前掲論文（『多摩文化』一〇号、九頁）、北島正元『江戸幕府の権力構造』二〇九頁

(3) 村上直、前掲論文

(4) 寛政十二年六月の記録に、「組頭者甲州ニ罷在候砌ゟ代々役ニ而……頭ニ代り候名目故ニ小頭与唱候、」、「一、組

Hosei University Repository

頭之義先年ゟ小頭共、組頭共、認来候得共、明和四亥年五月ゟ組頭与御切米手形相直り、其後組頭与而已認候而代々役ニ御座候、」（河野家文書ニ―一六号、鈴木家所蔵）とあり、はたして成立時からその呼称は組頭であったとはいえないようである。ところで、塩野適斎著・山本正夫校註『桑都日記』によれば、このことを明和五年五月からとしている。

（5）前掲『桑都日記』

（6）前掲『桑都日記』

一

江戸火の番は、はじめ宝永元年十月七日、[1]老中土屋相模守直政の命が鎗奉行土屋市之丞によって達せられるが、それには次のようにある。[2]

一、八王子に罷在候千人同心組三百人頭三人江戸火の番被仰付候間、向後江戸明き不申候様可相詰居勤方の儀は追て可被仰付候、

一、日光勤方の儀は前々の通可相心得候、

これによれば、勤役人数は千人頭三人・同心三百人であり、日光火の番については「前々の通り」とされている。[3]しかし、千人同心はこの命を不満とし、江戸・日光両火の番の勤役人数を千人頭一人、千人同心百人分、減免するよう願い出たが、[4]その結果、宝永二年正月に再び老中土屋直政の命があり、千人頭二人、同心二百人とされたのである。そしてまた、その交代は十組が五十日をもって相互に行ない、役扶持は日光火の番の例にならうとされたのである。[5]

命令を受けた後、千人頭の弥七郎[6]と志村勘左衛門が「御納戸」において火消道具を貰い受けるが、[7]それについては表〔1〕が示す通りである。この三例のうち、最も信憑性が高いのは、河野家文書四号に記載されているものである。それはこの記録の奥書に、宝永五子年の原本を庚申閏三月すなわち万延元年閏三月に写したとあるからであり、『桑都日記』は文政十年に、『桑都日記』

表〔1〕

河野家文書4号		桑都日記		桑都日記 続編	
品名	数	品名	数	品名	数
革羽織	200	革（かわ）の短服		羽織	
頭巾	200	頭巾		頭巾	
股引	180	脚具		股引	（平同心分）
たち付	20			立付	（小頭分）
鳶口	200	小鳶口		鳶口	*数十本のみ
高挑灯	10	挑灯		高挑灯	10
提挑灯	8			箱挑灯	8
蠟燭	400			蠟燭	400
		梯子			
		水籠			
		水長持			
		釣瓶			

（空欄は記載のみられないもの。河野家文書4号（国立史料館所蔵）・『桑都日記』・『桑都日記』続編 により作成。）

Hosei University Repository

続編は天保四年に各々著されたものであるからである。

しかし、ここで留意すべき点がある。『桑都日記』では、防火器として、ほかに梯子・水籠・水長持・釣瓶を加えているが、『桑都日記』続編によれば、

「或ひとの、防火器に、梯子・水籠・長持・釣瓶等有りと曰ふも、未だ其の審を聞かず。……鳶口数十本を賜ふのみ。」(8)

とあることから、実際には『桑都日記』に記されている梯子・水籠・水長持・釣瓶を受け取らなかったと思うのである。また、河野家文書四号にみられる鳶口二百本も、はたして受け取ったかは明らかでない。そしてまた、宝永二年二月十五日には、(9)

防火の具は。其地にあるにまかせ用ゆべければ借すべし。

宝永二年二月の「覚」には、(10)

火消道具等は其所に有合候を用可申候間、借し渡可申候、

宝永二年（酉二月）には、(11)

一、火消道具先有合候を其所より借用可申候、

とあり、以上の三つの法令によってみると、江戸火の番のために受け取ったものが判明しないばかりでなく、防火用具が千人同心に充分に行き渡っていなかったといえるのである。(12)

以上のように、江戸火の番はその実施当初から勤務が困難なものであった。千人頭一人・同心百人が減免されて実施されたばかりではなく、防火用具が千人同心各自に充分に行き渡っていたとはいえないのである。おそらく、不足分は千人同心の自己負担になったと推定されるから、この点からも江戸火の番は、その当初から勤務上に困難な問題が存在したといえるのである。

註

(1)「徳川実紀」（『新訂増補国史大系』四三巻、五五〇頁）によれば、この日付となるが、塩野適斎著・栗山亀蔵校註『桑都日記』続編、一九八頁には十月八日とある。

(2)前掲『桑都日記』続編、一九八頁～一九九頁

(3)日光火の番の勤役人数は、千人頭二人、同心一組五十人ずつで二組合せ百人である。

(4)前掲『桑都日記』続編、一九九頁～二〇〇頁

(5)塩野適斎著・山本正夫校註『桑都日記』四四頁。役扶持は小頭（組頭）が六人扶持、平同心が三人扶持であった。

(6)『八王子市史』下巻（「千人頭とその系譜」）六五九頁によれば、山本弥七郎にあたる。

(7)河野家文書四号（国立史料館所蔵）

(8)前掲『桑都日記』続編、二〇〇頁

(9)「徳川実紀」（『前掲』四三巻、五六八頁）

(10)『御触書寛保集成』一五一五号

(11)前掲『桑都日記』四四八頁

(12)河野家文書ニ―一六号（鈴木家所蔵）、寛政十二年六月の「差出候書付写」のなかの「覚」に、「一、宝永二酉年、江戸火消被　仰付、千人頭弐人・組同心弐百人六番町・小石川御役宅江相詰交代相勤候節、組頭之義者与力小屋ニ罷在万事与力ニ准相勤、組頭同心与色替之役羽織相渡、組頭者黒染白紋付・革羽織・頭巾・裾細迄御渡被成、御役宅附渡物請取之砌者組頭孰も継上下着用罷出候、」とあり、組頭に関しては防火用具が充分に行き渡っていたともいえよう。しかしながら、それは火の番実施当初ではなかったであろう。

Hosei University Repository

二

宝永二年二月十四日に、はじめて江戸火の番の任につくが[1]、その御役小屋（火消小屋）は六番町と小石川に置かれている[2]。そして、この任務について次のように達が出されている。

（第一条）一、町中廻候千人組同心二十人宛四手に致し小頭差添毎日家続候所迄町中方角を申合相廻出火在之者早速消自然付火抔仕候者見当り候者其所に預置可申候但廻候節方角違出火に者其場へ走付候に不及候、

（第二条）一、風烈之節者見計夜廻仕御城近辺風上之所々提挑灯にて可相廻候、

（第三条）一、御成之節者其方角別而可相廻候、

（第四条）一、相残百二十人者致在番頭差添五十人宛二手仕壱番二番を相定出火有之候者見合早速鎮り申間敷体に相見へ候者可罷越候二十人者御役小屋罷在火之元等可申付候尤夜中者高挑灯にて可罷出候、

（第五条）一、出火之節早速走付消之其手にて消兼候中火消参候は其場相渡近辺之火之子払又者水の手等可申付候、

（第六条）一、跡火消候町人足集候迄情を入消可申候、

（第七条）一、（省略、一章の酉二月の史料と同文）

（第八条）一、於火事場集合候御目付御使番致差図可申候、

（第九条）一、火事場は不及申町廻之節加老津無之様相心得致同心共えも能々可申付候　以上、

酉二月

というものであった[3]。

八王子千人同心が千人頭の支配下にあったことはいうまでもない。千人頭は、はじめ老中の直接支配下にあったが[4]、明暦三（一六五七）年に鎗奉行支配となっている。しかし、明暦三年から老中の直接支配下となり[5]、享保二十（一七三五）年七月に鎗奉行支配となったとする説もある[6]。いずれにしろ、千人同心は老中の支配系列下にあったのである。しかし、江戸火の番在番中は、火災の時は。千人組頭同心召具し。……其地にては目付。使番指揮により。火を消すべしとなり。

とあるように[7]、火災に際しては若年寄支配の目付と使番の指揮を受けていた。そして、このことは先の達の第八条、すなわち火事場においては目付・使番が差図をするという内容にほぼ同様であり、千人頭・千人同心は江戸火の番在番中、火災に際しては、目付と使番の指揮下にあった[8]。火事場において目付・使番の指揮・差図を受けたのは何故かといえば、若年寄支配下にあった使番が「江戸市中ニ火災アル時ハ、火勢を視察シテ之ヲ報告シ、及ビ目付ト共ニ、大名課役ノ消防夫ヲ指揮シ、又ハ定火消ノ火事場ニ於ル勤惰ヲ考察上申ス」る[9]役割にあったからである。

それらの指揮下にあって、火災があったときの出場所については、『桑都日記』続編によると、千人組（千人同心）と千人頭とはその場所を異にしていた。千人組（千人同心）の出場所は定火消当番の出場にあたり、千人頭のそれは定火消非番総出場にあてられていたが、これら二つの出場所を示したのが図「1」である。

図〔1〕
（『桑都日記』続編・「改正分間江戸大絵図（宝永５年）」（『東京市史稿』産業編９附図）により作成）

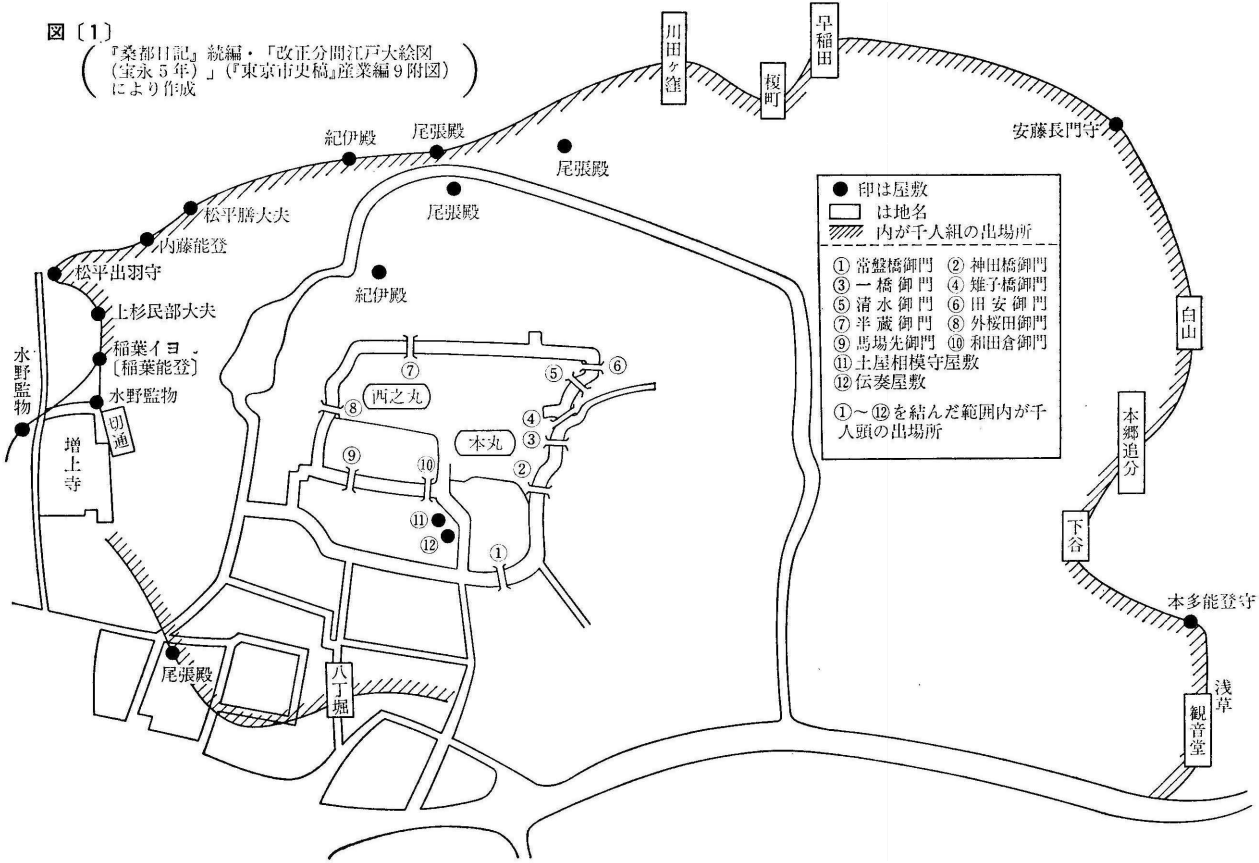

Hosei University Repository

Hosei University Repository

外側の屋敷名と地名を結んだ範囲内が千人組の出場所であり、内側の①～⑫を結ぶ範囲内が千人頭の出場所であった。これによると、千人組の出場所は江戸城の内濠周辺外から武家屋敷を中心とした江戸の町を対象とし、非常に広い範囲となっている。また、千人頭の出場所は江戸城の内濠周辺内であったことが明らかとなる。

ところで、先の宝永二年二月の江戸火の番に際する命令内容を検討してみると、第一条と第二条によって、毎日、千人同心は二十人ずつ四手に分かれて小頭を差添え、町中を見廻り、風の烈しいときは御城近辺風上の所々を夜廻りするということが知られる。第四条によっては、火災のとき、見廻りの者が消火にあたり、鎮火できない場合、頭を差添えて五十人ずつ二手に分けられている在番の者が出動するということを知ることができる。しかしその際、頭（千人頭ヵ）も出動したかといえば、千人頭の火災のときの出場所は、千人組（千人同心）の出場所とは異なるから、おそらく出動という点のみにて考察すれば、千人頭の出動はありえなかったであろう。そして、その出動中の統率は小頭（組頭）によって行なわれたと思われる。(10) 逆に、千人頭が持場の火事場へ出動するときは、千人同心はそれに従わなかったのである。

結局、千人頭は千人同心よりも身分・格が高かったため、江戸城の内濠周辺内という比較的狭い範囲が、火災の際の出動場所となり、これに対して千人同心は江戸の町を対象としたその外縁の広範囲が出動場所となっていた。そのため出火による出動はかなり困難を極めたといえるのである。

註

（1）塩野適斎著・山本正夫校註『桑都日記』四四五頁

（2）第一章、註(12)に掲げたように、河野家文書ニ―一六号には、六番町と小石川、河野家文書四号には、番町と小石川とある。『桑都日記』には、土手六番町と茗荷谷（或は小日向に在りと曰う）、『桑都日記』続編には、六番町と小日向茗荷谷などとあるため、一応、六番町と小石川にしておく。

（3）前掲『桑都日記』四四六頁～四四八頁

（4）『八王子市史』下巻、六二七頁

（5）前掲『桑都日記』二八〇頁

（6）前掲『桑都日記』五六八頁～五六九頁、河野家文書ニ―一六号、村上直校註「申伝書」（『多摩文化』七号、三三頁）

（7）「徳川実紀」（『新訂増補国史大系』四三巻、五六八頁）

（8）『八王子市史』下巻、六七七頁には、在番中は若年寄支配の目付の指揮下にはいり、府内の市井見回りと防火に当たったとしているが、特に火災に際しては目付と使番の指揮下にあったとしたい。

（9）『古事類苑』一七、官位部三、一一四二頁

（10）前述の如く宝永二年二月十五月の命に「火災の時は。千人組頭同心召具し。」（本章註7）とあり、また、河野家文書二号（国立史料館所蔵）の宝永二年七月に「一、同廿九日夜七ツ（ママ）時、本郷元町与申処ニ出火有之早速欠付、御目付衆江差図（ママ）、火元近所之町屋やねへ組之者登せ、ふせき申候、大方火もしつまり其上町人足も欠付候間、やね

Hosei University Repository

よりおろし可申哉と御目付衆へ窺候処ニ、五・六人も残置其外ハおろし、下火を為消候様ニとを申候ニ付、致斯六ツ半時罷帰候、」とあって、千人頭の出動があり得たと解することもできようが、定かとはいえない。千人同心の統率は小頭（組頭）によってなされるのが原則であるから（『八王子市史』下巻、六二七頁の月番制を参照）、火事場での統率は小頭（組頭）が行なっていると解したい。

三

八王子千人同心における江戸火の番の勤務は、かなりの負担になっていたため、すでに宝永二年十二月には、江戸・日光両火の番のうち一方の役を免除されたく、「……耕作仕兼候故、段々と困窮仕候ニ、当二月ヨリ、江戸・日光両所之御番相勤候ニ付、耕作仕候儀ハ曽以不罷候間、父母妻子等育難成奉存候言々」と、耕作上の手不足による困窮化を理由に、その嘆願は再三に及び、宝永三年には同心五十七人が追放を受けるという事件まで惹起し紛糾を重ねていたといえる。(1) そして、宝永五年二月に至って、

覚

一、……（略）……

一、両所旅掛之火之御番相勤申候故困窮仕候、右之通日光壱ヶ所ニ而さへ相勤兼候、依之御訴訟申上候儀ニ御座候、只今両所旅懸之御番故、弥困窮相勤兼申候、何とそ壱ヶ所被遊御免被下候様ニ御了簡被成、何分ニも宜敷様ニ被仰上可被下候、

已上、

子二月　　千人頭十名連名

（姓名略）

とあり、(2) 日光・江戸の両所の旅掛之火之番では困窮のため勤務し難いとし、一ヶ所御免となるように、千人頭十名連名の上書がなされている。そのため同年同月に江戸火の番御免の命が下り、(3) 在番中の者が三月に江戸から帰還する(4)ことによって江戸火の番は終わるのである。

江戸火の番が廃止されたのは、千人同心の農耕に支障があり、日光・江戸両方の火の番では負担が過重であったからである。これについては、高橋磌一氏も指摘されるとおりであり、宝永の頃に於いて千人同心の経済生活が行き詰りつつあったからであるとされるが、(5) その具体的な理由の解明が充分になされているとはいえない。そこで、次にこの点について究明を行なっていくことにしたい。

日光・江戸両火の番は、ともに五十日をもって交代するものであるが、次期当番の千人頭・同心がその交代期日に遅れれば、その遅れた日数分を在番中の千人頭・同心が延在番せねばならないことになる。表〔2〕に日光火の番の交代期日遅れを示した。これによると、交代期日遅れの日数は一日から八日までである。そして、その期日遅れの回数を全体的に占める割合にみれば、江戸火の番を勤める以前は、それぞれ各時期、二・九%、三・一%、七・〇%、平均して四・五%となる。しかし、江戸火の番を共に勤めるようになってからは、二一・七%と急激な増加を示している。また表〔3〕の江戸火の番の交代期日遅れをみれば、やはり、

Hosei University Repository

二六・一％と高い割合を示している。ここに、両火の番を共に勤めるようになってからは、それらの交代期日の遅れが頻繁になったといえる。

次に、表〔4〕によって日光火の番へ行くに際し、同心一組五十人ずつ合わせて百名を率いていく千人頭、その千人頭が役を他の千人頭に代わった割合をみれば、江戸火の番勤務以前は、七・三％であるが、日光・江戸両火の番勤務時は、四・三％となり、その割合は減少する。しかし、表〔5〕によって両方の火の番の同様の割合をみれば、日光火の番での減少した割合が、江戸火の番の八・六％という二倍の割合へ肩代りしたといえよう。ところ

表〔2〕 日光火の番　交代期日遅れ

	期日遅れ日数	前番日数	期日遅れ回数	全在番回数	期日遅れ割合
					%
①19年間	1	51	1		
	2	52	2		
	4	54	1		
小計			4	140	2.9
②13年間	2	52	1		
	5	55	1		
	7	57	1		
小計			3	96	3.1
③20年間	1	51	3		
	2	52	2		
	3	53	3		
	4	54	1		
	5	55	1		
小計			10	143	7.0
合計			17	379	**4.5**
④3年間	2	52	1		
	4	54	1		
	5	55	1		
	6	56	1		
	8	58	1		
合計			5	23	**21.7**

江戸火の番勤務以前

① 慶安5年6月　日光火の番の任につく。
② 寛文12年1月　一組五十人となる。
③ 貞享2年1月　再び，二組百人となる。
④ 宝永2年2月　江戸火の番の任につく。
　 宝永5年2月　江戸火の番免除となる。
（『桑都日記』により作成）

表〔3〕 江戸火の番　交代期日遅れ

	期日遅れ日数	前番日数	期日遅れ回数	全在番回数	期日遅れ割合
					%
3年間	2	52	1		
	3	53	1		
	4	54	1		
	6	56	3		
合計			6	23	**26.1**

宝永2年2月～宝永5年2月　（河野家文書4号により作成）

Hosei University Repository

で、表〔6〕は天明五年四月から寛政二年十一月の約五年半における日光火の番の役を代わった千人頭と、千人頭に付き従って役に行った組の者が、その千人頭に対して正規の支配組の者ではない割合をみたものである。これによると、それぞれが四〇%と五九%となり、正規の支配組の者でない割合が、役を代わった千人頭の割合よりも高いことを知るのである。そこで、これを時期の異なる宝永年間の日光・江戸両火の番に適用して[6]、表〔5〕をみれば、正規の支配組の者でない割合が、役を代わった千人頭の割、すなわち日光火の番の四・三%、江戸火の番の八・六%を越す割合になると推察されよう。そして、さらに江戸火の番の役を代った組（明らかに役を代わった組）の割合をみれば表〔7〕となる。江戸火の番は、当番すなわち一組九十名ずつ二組で百八十名、順番すなわち一組十名ずつ二組で二十名をもって二百名の不足分を補う方法によってなされていた。そこで、その当番・順番を代わった割合をみれば、それぞれ二三・九%、一八・三%となる。つまり、江戸火の番は日光火の番は勿論のことながら、それ以上に役を代わる組が多かったといえるのである。

表〔4〕 日光火の番　代行頭の割合

宝永5年2月まで

	行役頭数	行役回数	延行役頭数	代行頭数	割合(%)
①	2	140	280	14	5.0
②	1	96	96	12	12.5
③	2	143	286	22	7.7
合計			662	48	**7.3**
④	2	23	46	2	**4.3**

①②③④は表〔2〕に同じ　（『桑都日記』により作成）

表〔5〕 日光火の番・江戸火の番 代行頭の割合

	行役頭数	行役回数	延行役頭数	代行頭数	割合(%)
日光火の番	2	23	46	2	**4.3**
江戸火の番	2	23	46	4	**8.6**

（『桑都日記』・河野家文書4号により作成）

表〔6〕 日光火の番 代行頭と行役頭・組の相違

	行役組数	行役回数	延行役組数	変異数	割合(%)
代行頭	2	29	58	23	**40**
行役頭・組の相違	2	29	58	34	**59**

天明5年4月～寛政2年11月

（上段は『桑都日記』，下段は「拾組日光当番覚」（八王子教育委員会発行『郷土館シリーズ』11号所収）により作成）

表〔7〕 江戸火の番 当番・順番の代行組

	行役組数	同心数	行役回数	延行役組数	延代行組数	割合(%)
当番	2	180	23	46	11	**23.9**
順番	2	20	23	46	13	**28.3**

（河野家文書4号により作成）

Hosei University Repository

以上のように、江戸火の番を勤めるようになってからは、日光・江戸両火の番ともにその交代期日の遅れることが頻繁となったばかりでなく、(7)役を代わって勤める組が甚だ多かったのである。すなわち、それらによって火の番の負担が増大し、千人同心の農耕従事はきわめて不安定となり、そこで新たに始められた江戸火の番が廃止されることになったといえるのである。

註

(1) 高橋磌一「八王子千人同心について」(『多摩文化』一〇号、一七頁～一八頁)。塩野適斎著・山本正夫校註『桑都日記』四五一頁～四五二頁には、宝永三年二月に強訴の罪により千人同心五十三名が追放されたことを記している。「強訴の事状は審にせず」としているが、この追放はおそらく宝永二年十二月の江戸火の番御免を嘆願した事情によるものであろう。ただし、追放者数に相違がみられるところから、それ以後のものとも考え得る。

(2) 河野家文書二〇号(国立史料館所蔵)

(3) 前掲『桑都日記』四六〇頁

(4) 河野家文書四号

(5) 高橋磌一、前掲論文、一八頁

(6) 危険なこととは思えるが、他に例をみないため、これを適用した。

(7) 交代期日が遅れたときの例として、江戸の火の番をあげれば、

……十月廿二日ゟ同廿五日迄居延四日分御扶持方受取申度旨御断申達、御勘定所御添状之通、居延四日分之御役扶持、壱人ニ付三人扶持宛之積、日数四日分弐百人分・道中分共ニ書面之通請取申所実証也、仍如件、

宝永亥年十月　荻原小五郎　河野兵三郎

遠山四郎右衛門殿
菅沼助右衛門殿

とあるように(河野家文書五号、国立史料館所蔵)、延在番とした者は居延役扶持を受け取っている。しかし、これを受け取ったからといって、延在番の負担が緩和されたとはいえない。というのも、延在番が頻繁に行なわれていたからである。

おわりに

以上、八王子千人同心の江戸火の番の実態とその廃止をみてきた。

八王子千人同心の江戸火の番は、千人頭一人・同心百人が減ぜられ、千人頭二人・同心二百人によって実施されたばかりでなく、防火用具がその当初、千人同心各自に充分に行き渡っていたとはいえず、過重な勤務負担のなかで実施されたといってよい。

また、火災の際の出動場所は、千人頭と千人同心とでは異なっており、千人同心は江戸の町を対象とした非常に広い範囲がその出動場所となり、出火による行動範囲はかなり困難を極めたといえる。

そして、江戸火の番を勤めるようになってからは、日光・江戸両火の番の交代期日の遅れが頻繁であり、役を代わって勤める組が甚しかったため、千人同心の農耕従事は不安定なものとなっていた。このため、ついに江戸火の番が廃止されざるを得なかった

Hosei University Repository

といえるのである。

以上によって、農耕の支障が甚しかったため、江戸火の番が廃止されたことを明らかにしたが、これによって八王子千人同心の疲弊化の現われが、すでに宝永期にみられたと推察することができよう。

ところで、千人同心の身分は、江戸火の番を勤める以前の元禄十年六月には、「同心株」となっている(1)。とすれば、すでに宝永期にみられたところの千人同心の疲弊化が、同心株の他者への移動をなす要因になったといえるのであるが、この点については八王子千人同心の世襲率の低下(2)を含め、今後の研究課題としたい。

註

(1) 村上直「八王子千人同心の成立」(『信濃』一七巻一号、六二頁～六三頁)

(2) 馬場憲一「八王子千人同心の在村形態――特に河野組の実態を中心に」(「関東近世史研究会」例会発表、一九七三年六月)。ただし、この研究の世襲率の低下の究明は、宝暦九年以降のものであり、その低下が同心株の売買・譲渡などその他いずれによるかを明らかにしてはいない。

附記

本稿は卒業論文の第一章第一節をまとめたものである。成稿にあたり、指導教授の村上直先生に謝意を表します。